

(再評価)

資料 3 - 2 - ①
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成23年度第2回)

～多目的ダム建設事業～
ハツ場ダム建設事業

平成23年8月11日

国土交通省 関東地方整備局

～多目的ダム建設事業～

ハッ場ダム建設事業の再評価資料

目 次

1. 本事業の再評価について	1
2. 事業の概要	2
3. 事業の必要性等に関する視点	4
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	4
2) 事業の進捗状況	8
4. 事業の進捗の見込みの視点	12
5. コスト縮減の可能性の視点	13
6. 都県への意見聴取	14
7. 今後の対応方針（原案）	15

1. 本事業の再評価について

1) ダム事業の検証と今回の事業再評価

- ・ハツ場ダム建設事業については、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検証に係る検討を行うこととしており、同細目において、検証終了までの間に実施要領第3の1(1)～(4)に規定する事業に該当する場合には、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行うものとされています。
- ・ハツ場ダムについては、平成22年9月27日に「ハツ場ダム建設事業に関する関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、現在、検証に係る検討を行っているところでありますが、前回の再評価が平成20年度であり、実施要領第3の(4)に規定されている「再評価実施後一定期間が経過している事業」に該当することから、現行計画を基に従来の手法で、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行い、「検証終了までの間の事業の対応方針(案)」を審議いただくものです。
- ・なお、今後は新たな評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえて作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。

〈再評価の実施に際し、適用する実施要領細目〉

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5 その他 1により、実施要領細目に基づく検証が終了するまでは、従前の「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」に基づき、再評価を行うものとされています。

第5 その他

- 1 本細則に基づく検証を行う際には、河川及びダム事業の再評価実施要領細目（平成22年4月1日国河計142号）（以下「従前の細目」という。）は適用しない。なお、平成22年9月28日の国土交通大臣からの指示又は要請以降本細則に基づく検証が終了するまで、検討主体は、検証対象ダム事業が実施要領第3の1(1)～(4)に規定する事業に該当する場合に、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行うものとする。

〈再評価の実施に際し、適用する実施要領〉

第3 再評価を実施する事業

- 1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。
(4)再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

2. 事業の概要

1) ハッ場ダム建設事業について

ハッ場ダムは、群馬県長野原町（利根川水系吾妻川）において事業中の治水・利水の目的を持つ多目的ダムです。



2. 事業の概要

2) ハツ場ダム建設事業の目的

- 工期（完成予定年度）：平成27年度
- 建設による費用の概算額：約4,600億円

洪水調節

ダム地点における計画高水流量3,900m³/sのうち、2,400m³/sの洪水調節を行う。

治水

流水の正常な機能の維持（河川の水量確保）

吾妻川（名勝吾妻峡）における流水の正常な機能の維持と増進を行う。

新規都市用水の供給

新たに水道用水、工業用水の供給を行う。

- ・ 水道用水：群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、茨城県に最大21.389m³/sを供給する。
- ・ 工業用水：群馬県、千葉県に最大0.82m³/sを供給する。

利水

発電

ハツ場ダム建設によって新設されるハツ場発電所において、最大出力11,700kwの発電を行う。

（※上記は現行の「ハツ場ダムの建設に関する基本計画」に基づいています）

3. 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(1) 事業の経緯

年月	事業の経緯
昭和27年	利根川改修改定計画の一環として調査着手
昭和42年11月	実施計画調査着手
昭和45年4月	建設事業着手
昭和61年7月	特定多目的ダム法の基本計画告示
平成13年6月	「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う補償基準」調印(長野原町)
平成13年9月	第1回基本計画変更 告示【工期変更】
平成16年9月	第2回基本計画変更 告示【目的追加(流水の正常な機能の維持)、利水参画量変更、事業費変更】
平成16年11月	「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う岩島地区補償基準」調印(東吾妻町)
平成17年9月	「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う代替地分譲基準」調印
平成20年9月	第3回基本計画変更 告示【工期変更、目的追加(発電)、堤高変更】
平成21年1月	本体建設工事入札公告
平成21年7月	仮排水トンネル完成
平成21年10月	・本体工事入札手続き中止 ・「平成21年度におけるダム事業の進め方について」公表
平成21年12月	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議(第1回)開催
平成22年9月	・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議は、国土交通大臣に中間とりまとめを報告 ・国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示 ・河川局長から「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を指示 ・「ハッ場ダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場」を設立(10月1日 第1回幹事会開催)
平成22年11月	国土交通大臣から利根川の基本高水の検証を指示
平成23年1月	利根川水系の河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について日本学術会議へ依頼(1月19日 第1回河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会開催)
平成23年6月	新たに算出した基本高水を、妥当とする見解が示された(6月20日 第11回河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会開催)

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 現在の事業の状況

現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階（本体工事）に入らず、現在の段階（転流工）を継続することとし、移転補償や付替道路等の生活再建事業を実施しています。

平成23年度 河川局関係予算配分概要(平成23年4月) 抜粋

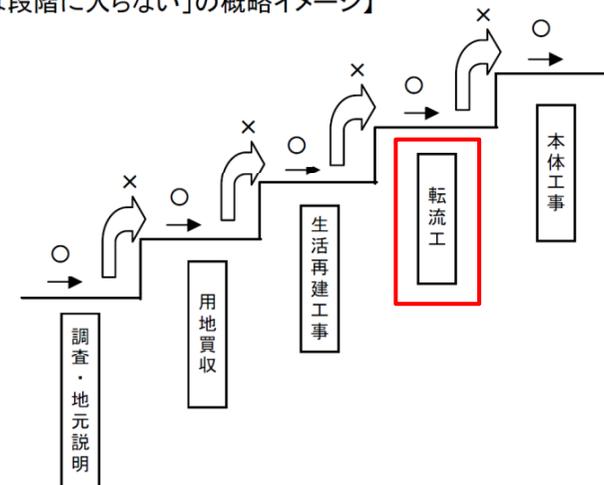
5. ダム建設

検証の対象としない事業のうち、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上する。また、川辺川ダムについては生活再建事業を継続するために必要な予算を計上する。

検証対象としたダム事業のうち、平成23年度も引き続き検証を継続する事業については、平成22年度予算と同様に、基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の予算を計上する。ただし、ハッ場ダムについては、これまでと同様に生活再建事業を進めるために必要な予算を計上する。

平成21年度におけるダム事業の進め方(平成21年10月) 抜粋

【「新たな段階に入らない」の概略イメージ】



1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(3) 地域開発の状況(人口)

利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市区町村の人口及び利根川・荒川水系におけるフルプラン対象市区町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はありません。

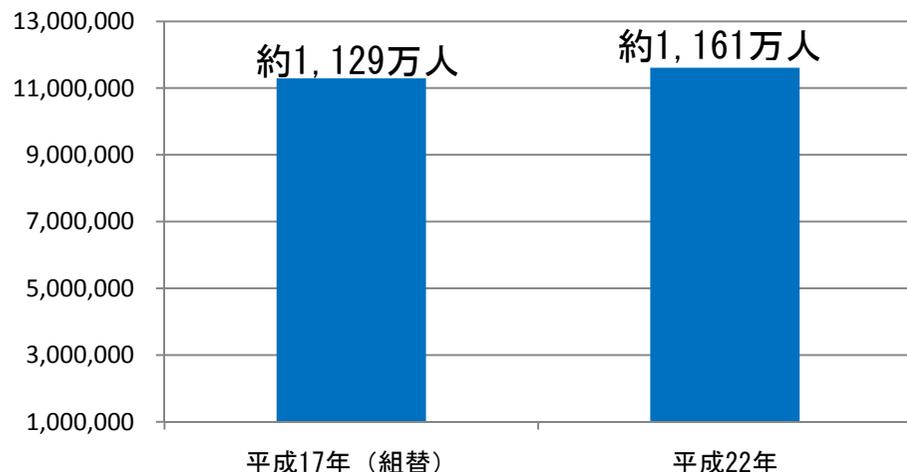


図1 利根川の氾濫区域を含む市区町村の人口の変化※1,3

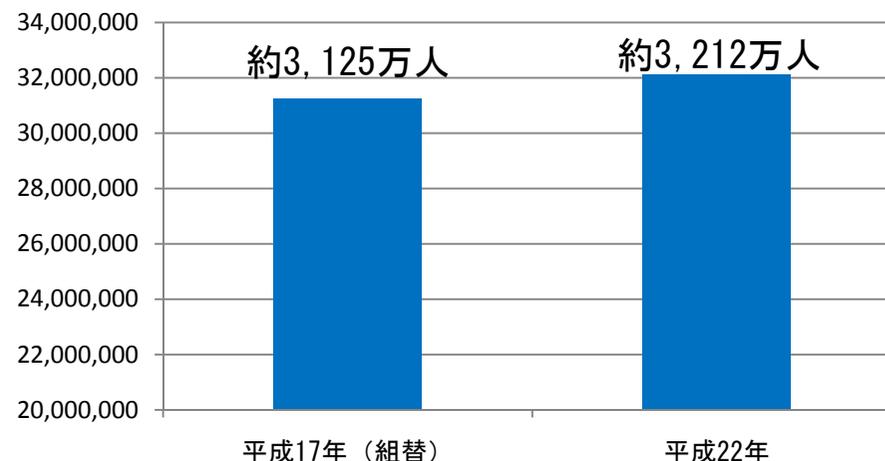


図2 利根川及び荒川水系におけるフルプラン対象市区町村の人口の変化※2,3

※1 人口は、利根川の氾濫により浸水の恐れがある区域が含まれる1都5県の77市区町の人口総数。

※2 人口は、茨城県30市町村、栃木県19市町、群馬県35市町村、埼玉県64市町村、東京都51区市町、千葉県54市町村の人口総数。

※3 平成22年「国勢調査速報値」(総務省)より作成。

(4) 関連事業との整合(水道用水、工業用水)

ハツ場ダムは、群馬県、藤岡市、埼玉県、東京都、千葉県、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合及び茨城県の水道用水の供給、並びに群馬県、千葉県の工業用水の供給のための水源施設として位置づけられております。

各事業主体では、水道用水については「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、平成16年度から平成22年度に再評価が実施され、工業用水については「工業用水道に係る政策評価実施要領」に基づき、平成21年度から22年度に事後評価が実施され、「事業継続」の評価を受けられています。

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(5) 洪水及び渇水の発生状況

表1 利根川水系の主な洪水（被害）の状況

洪水発生年	被害状況	
昭和22年9月 (カリン台風)	浸水家屋 303,160戸、家屋流失倒壊 7,645戸、田畑の浸水	23,736戸 176,789ha ※1都5県の合計値
昭和24年9月 (キヤ台風)	床下浸水 639戸、家屋半壊 4,284ha	3,969戸 1,044戸 ※渡良瀬川、鬼怒川、江戸川の合計値
昭和25年8月 (台風)	浸水家屋	3,517戸 ※小貝川破壊による被害
昭和33年9月 (台風第22号)	床上浸水	29,900戸、浸水面積 28,000ha ※中川流域での被害
昭和41年6月 (台風第4号)	床下浸水 全壊流失 宅地その他	33,328棟、半壊床上浸水 2棟、農地 10,739ha 6,778棟 41,505ha
昭和41年9月 (台風第26号)	床下浸水 全壊流失 宅地その他	5,212棟、半壊床上浸水 161棟、農地 7,119ha 2,250棟 14,988ha
昭和49年9月 (台風第14号、16号、18号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	2,689棟、床上浸水 5棟、農地 475ha 97棟 773ha
昭和56年8月 (台風第15号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	646棟、床上浸水 3棟、農地 120ha 269棟 1,568ha
昭和57年8月 (台風第10号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	1,478棟、床上浸水 4棟、農地 130ha 137棟 234ha
昭和57年9月 (台風第18号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	27,649棟、床上浸水 3棟、農地 4,690ha 7,242棟 4,273ha
平成10年9月 (台風第5号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	1,176棟、床上浸水 2棟、農地 759ha 98棟 623ha
平成13年9月 (台風第15号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	130棟、床上浸水 0棟、農地 101ha 26棟 216ha
平成14年7月 (前線、台風第6号)	床上浸水 全半壊 宅地その他	120棟、床下浸水 0棟、農地 122ha 496棟 685ha
平成16年10月 (台風第23号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	352棟、床上浸水 0棟、農地 9ha 30棟 39ha
平成19年9月 (台風第9号)	床下浸水 全半壊 宅地その他	52棟、床上浸水 32棟、農地 20ha 46棟 39ha

※表1 昭和33年洪水までは「利根川百年史」、S41年～H10年は「水害統計（建設省河川局）」、
H13年以降は「水害統計（国土交通省河川局）」をもとに作成
※被害状況は、集計上支川被害を含む

表2 利根川等の主な渇水（取水制限）の状況

年	取水制限		影響の範囲
	制限日数	最大取水制限率	
昭和39年	84日	50%	東京都
昭和47年	40日	15%	1都2県
昭和48年	22日	20%	1都2県
昭和53年	58日	20%	1都4県
昭和54年	41日	10%	1都4県
昭和55年	40日	10%	1都4県
昭和57年	22日	10%	1都4県
昭和62年	71日	30%	1都5県
平成2年	45日	20%	1都5県
平成6年	60日	30%	1都5県
平成8年	76日	10%	1都5県
	41日	30%	1都5県
平成9年	53日	10%	1都5県
平成13年	18日	10%	1都5県

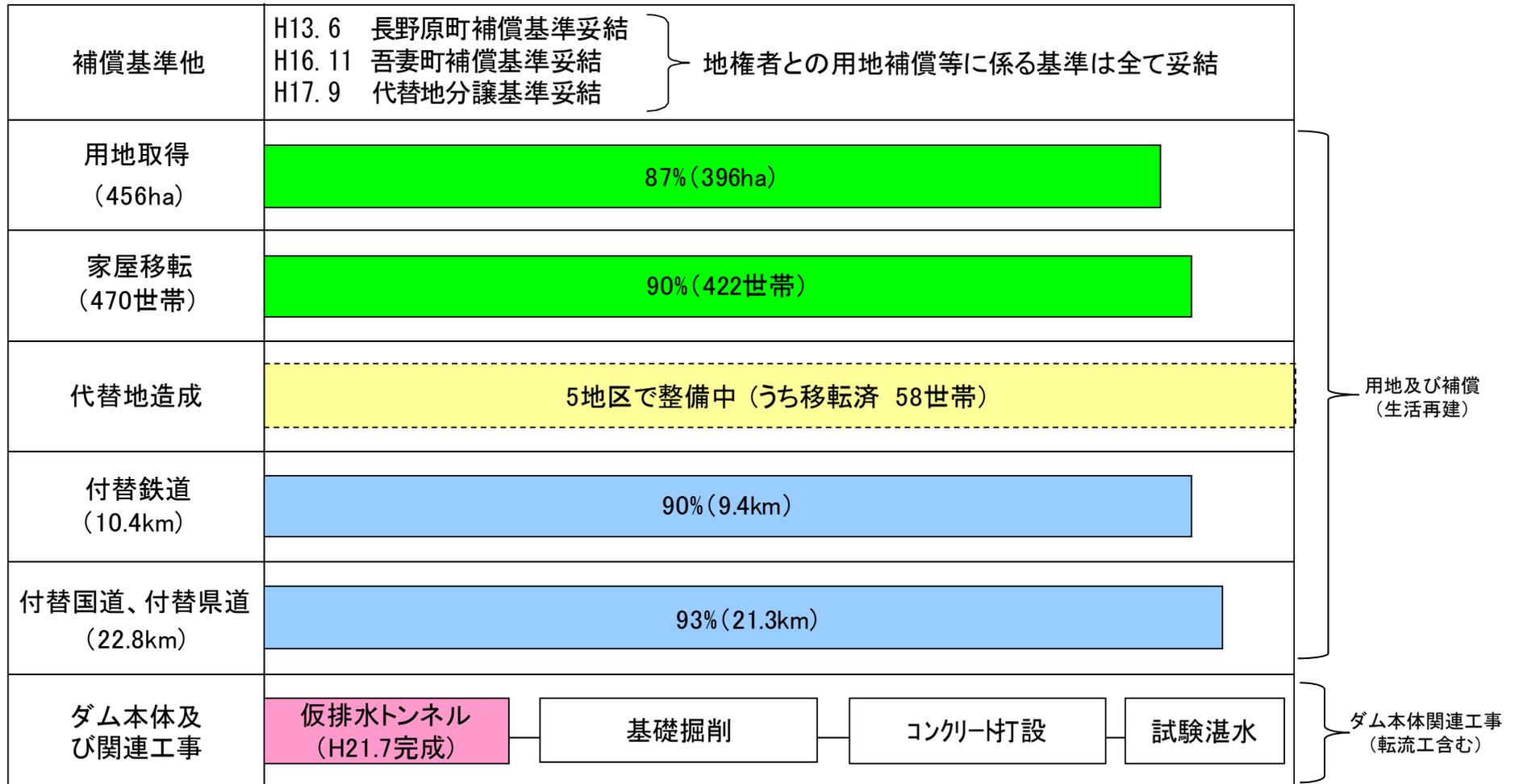
※表2 利根川本川の取水制限を行ったものを集計。昭和39年は、多摩川からの取水制限の状況。

3. 事業の必要性等に関する視点

2) 事業の進捗状況

(1) 全体進捗状況

(平成23年3月末時点)



※ - 用地取得 - 代替地 - 付替工事 - 本体関連

平成23年3月末現在の進捗率は、約77% (事業費ベース)

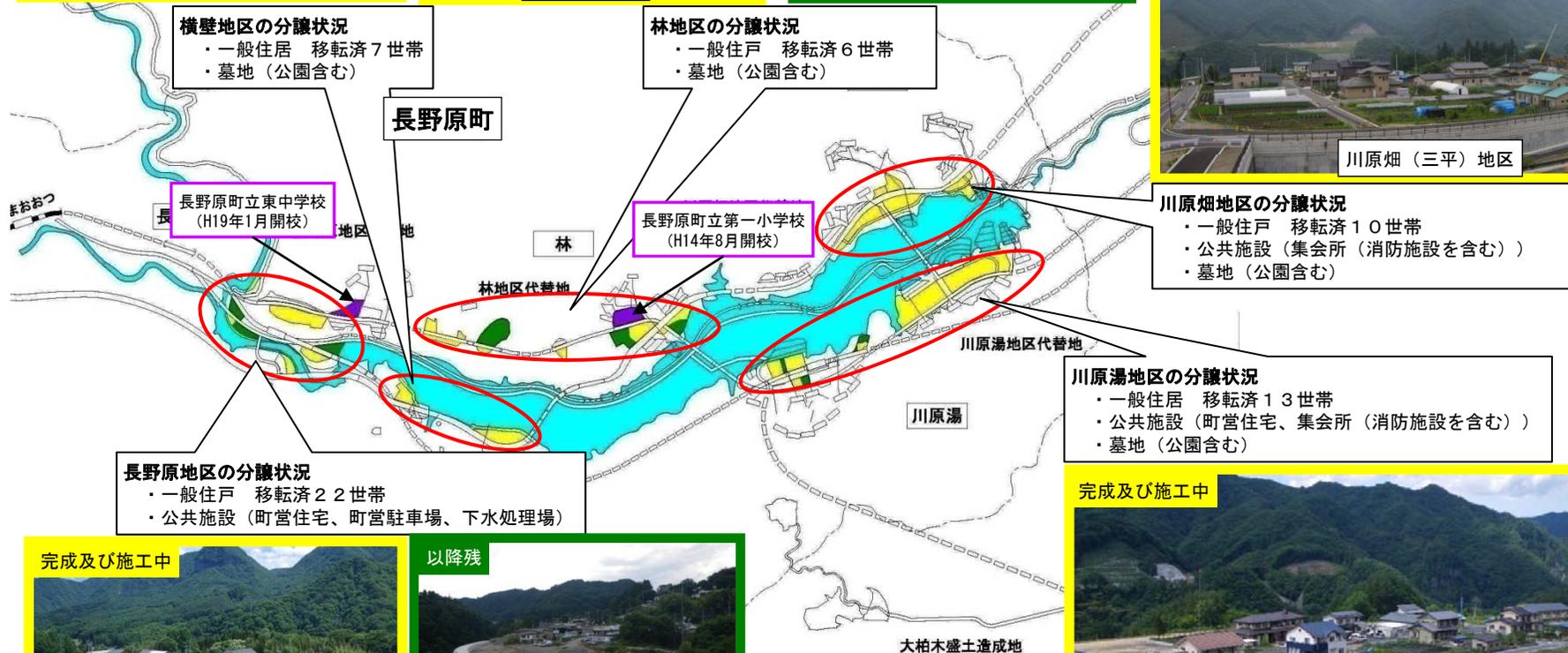
2) 事業の進捗状況

(2) 代替地整備進捗状況

水没等の関係世帯が移転を予定している代替地には、平成23年3月末までに長野原町5地区に58世帯が移転されています。同時に町営住宅や集会所などの公共施設の整備も進められています。

(平成23年3月末時点)

東吾妻町		凡 例
	完成及び施工中	
	以降残	



2) 事業の進捗状況

(3) 付替鉄道整備進捗状況

補償工事として整備を進めているJR吾妻線付替工事は、平成23年3月末までに約90%の工事進捗率で、橋梁、トンネル構造物は全て完成又は施工中となっています。



2) 事業の進捗状況

(4) 付替国道整備進捗状況

補償工事として整備が進められている国道145号、県道林岩下線等の付替国道・県道工事は、平成23年3月末までに約93%の工事進捗率となっています。

また、平成23年6月末までに約82%（約19km）の区間で供用が開始されています。

（平成23年6月末時点）



4. 事業進捗見込みの視点（生活再建）

造成を進めている代替地には既に関係者の移転が進み、それと同時に国道145号等の付替道路も供用を開始しており、移転先での生活に向けた基盤整備が着々と進捗しています。また、現地では代替地での移転を前提としたまちづくりが地元及び関係自治体により進められています。

（平成23年3月末時点・進捗率）

用地取得 (456ha)	87% (396ha)	残 13% (60ha)
家屋移転 (470世帯)	90% (422世帯)	残 10% (48世帯)
代替地造成	5地区で整備中（うち移転済 58世帯）	
付替鉄道 (10.4km)	90% (9.4km)	残 10% (1.0km)
	主な残工事 ・新川原湯温泉駅（路盤・駅舎） ・電気設備（架線・通信設備等）等	
付替国道、付替県道 (22.8km)	93% (21.3km)	残 7% (1.5km)
	主な残工事 ・湖面1号橋 ・白砂川橋 等	

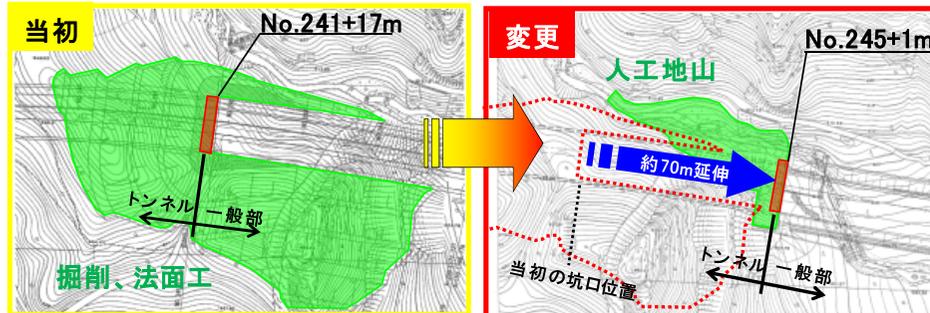
5. コスト削減の可能性の視点

1) コスト削減の取り組み

平成16年度より国、関係自治体、利水者からなる「ハツ場ダム建設事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を設置し、コスト削減の達成状況等の協議を行いながら、事業費等の管理を進めています。

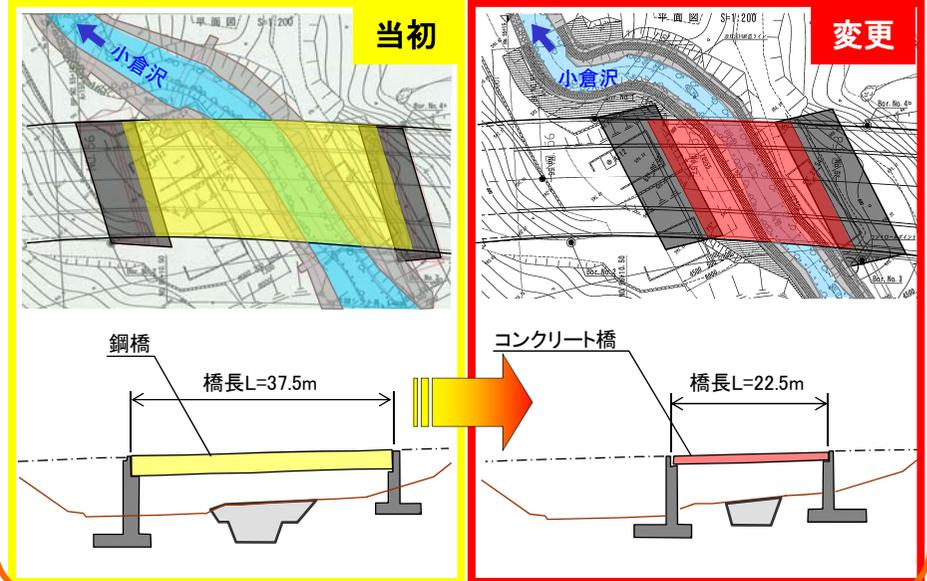
縮減事例（付替道路トンネル）

付替国道のトンネル坑口位置を、大規模な掘削を取り止め、人工地山を構築し、延伸させたことによる縮減



縮減事例（付替道路橋梁）

付替国道の橋梁の橋長と橋梁形式を、渡河する溪流の護岸計画の見直しと合わせて変更したことによる縮減



6. 都県への意見聴取

関係都県	再評価における意見
群馬県	<p>対応方針案は、特定多目的ダム法の基本計画どおりにダム事業が完成するよう、「事業を継続する」とし、「新たな段階に入らず現段階」を削除すべきである。</p> <p>また、次の事項について、強く申し入れる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハッ場ダム建設に関する検証作業については、今年秋とはいわず一日も早く検証結果を出し、国民を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画どおり完成させること。 2 検証項目毎に今後のスケジュール（工程表）を明らかにすること。 3 生活再建をめざしている人々が、不安や不便を来すことがないように、生活再建事業を早期に完成すること。
埼玉県	<p>昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は県民の安心安全を確保する上で大変重要な課題です。</p> <p>コストや工期等の観点からハッ場ダムに代わる治水対策案はないものと考えています。</p> <p>また、都市用水の安定的な供給の面からも必要不可欠な施設です。</p> <p>したがって、速やかに検証作業を終了させ、一日も早く本体工事に着手し、基本計画どおり完成させるよう強くお願いします。</p>
東京都	<p>ハッ場ダムは首都圏の治水・利水に必要な不可欠な施設であり、早期にダム本体を完成させるよう、一刻も早く検証を終了させ、直ちに本体工事を着工すべきである。</p> <p>予定通り平成27年度までにハッ場ダムを完成させるよう、事業の継続を強く願います。</p>
千葉県	<p>検証については、最大限早い時期に結論を出すべきであり、ハッ場ダム建設事業は、本県にとって治水・利水上、必要不可欠な施設であることから、コスト縮減を図るとともに平成27年度末までに完成するよう工程管理の徹底を強く要望します。</p>
茨城県	<p>ハッ場ダム建設事業は、本県にとって治水・利水上必要な事業であることから、早期に検証を終了させ、基本計画どおり平成27年度の完成を強く要望いたします。</p> <p>なお、事業実施にあたっては、より一層のコスト縮減をはかるようお願いいたします。</p>
栃木県	<p>検証作業を早期に終了し、計画どおり完成させるよう要望する。</p>

7. 今後の対応方針（原案）

新たな段階には入らず、生活再建事業を継続します。

- ・ハッ場ダム建設事業については、ダム事業の検証対象ダムとして、現在新たな評価軸に基づく検討を行っているところではありますが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階（転流工）を継続し、生活再建事業を進めることが妥当と考えています。

※今後は、新たな評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえて作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針（案）を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。